

有料職業紹介基本契約書

_____（以下、「甲」という）と株式会社ジャパンデンタル（以下、「乙」という）とは、乙から甲に対する人材の紹介業務に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（委託事項）

乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

2. 甲は、乙に対し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を明示し、乙は、これを求職者に明示して紹介を行うものとする。

第2条（人材の紹介）

甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。

2. 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定した事実を確認する書面（以下、「内定通知書」という）又はこれにかわる文書等を交付する。

第3条（応募書類）

甲は、乙及び応募者が提出した履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認する。

第4条（個人情報の取扱い）

乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともにこれらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外に使用してはならない。

第5条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

2. 甲は乙から紹介受けた応募者と面接の上で採用を決定した場合、乙に対し速やかに

当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定した応募者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件等）を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第6条（紹介手数料）

紹介手数料は、第1条により甲が応募者の内定を決定し、内定決定者（以下、「採用者」という）が内定承諾を表明した段階で発生する成功報酬方式とする。

2. 前項の紹介手数料は、採用者が就労を開始するに至らなかった場合は発生しないものとする。ただし、就労を開始しない事由が甲に起因する場合にはその限りではない。

3. 甲と乙は、乙から甲へ紹介された採用者ごとに覚書を締結する。

4. 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分（12か月分）の30%に消費税を加算した額とする。

5. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入職後3ヶ月以内に退職したときは、乙は事前に定めた紹介手数料の半額を甲に返還する。

6. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込む方法により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。

尚、返還金は甲乙協議の上他の採用者にかかる紹介手数料と相殺することができる。

第7条（紹介手数料の報告及び、支払方法）

乙は、前条に基づき算定された紹介手数料額を集計し、すみやかに甲に対し請求書を発行する。

2. 甲は、請求書発行日の翌月末日までに紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払い、銀行振込手数料は甲の負担とする。

第8条（守秘義務）

甲及び乙は本契約に関し、契約継続中、契約終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示の上受領し又は開示を受けた情報の一切について秘密事項として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

2. 個人情報を除き前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。

- （1） 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
- （2） 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
- （3） 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
- （4） 受領者が独自に開発したもの

第9条（求人条件等の情報開示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の情報を乙が候補者を募集する為に乙が運営する又は利用するインターネットWEBサイト等において開示・公開することに同意する。

2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や医院案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう誠意をもって管理、監督するものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者もしくは実質的に経営権限を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。

- (1) 暴力的な方法による要求をすること
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いること
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し又は甲もしくは乙の業務を妨害すること
- (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
- (6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
- (7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
- (8) その他全各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、もしくは前項の各号に該当する行為を行い又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。

4. 甲及び乙は、互いに相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。

5. 甲又は乙は、相手方が前各号に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、甲乙

6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間を自動更新し、以降も同様とする。

前各条に定めのない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

本契約、覚書に関して生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

20 年 月 日
(甲)

(乙) 東京都新宿区西新宿 1 丁目 1 3 番 8 号
株式会社ジャパンデンタル
代表取締役社長 今井 範嗣